

# 議案の審議

本定例会では、「奥州市税条例等の一部改正について」、「奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」をはじめ、平成28年度奥州市一般会計補正予算（第7号）、同（第8号）、奥州市病院事業会計補正予算（第3号）等の議案を審議し、全て原案通り可決しました。

所得のうち、外国において設立された団体の利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めることとする取扱いを定めるため、条例の一部を改正するものです。

## 奥州市税条例等の一部改正

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の修正申告等における延滞金の計算期間の見直し、固定資産税において地域決定型地方税制特例措置事項を規定、国内居住者が支払を受ける事業所得のうち、外国で設立された団体の利子所得・配当所得・譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する者に対し申告する義務を課し、分離課税を行うこととする個人市民税の課税の特例を規定するため、条例の一部を改正するものです。

## 奥州市国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国内居住者が支払を受ける事業

に伴う入居者募集は平成29年2月上旬の予定。

## 奥州市特別職職員の給与に関する条例等の一部改正

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定における特例として、指標として用いている合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除できることから、平成29年度の介護保険料の段階の判定に適用するため、条例の一部を改正するものです。

## 奥州市市営住宅管理条例の一部改正

公営住宅である前沢区の竹沢団地に、平成28年度の建築工事完了に伴い、木造平屋建4戸、木造2階建10戸の計14戸を新たに加えるため、条例の一部を改正するものです。

なお、平成29年4月からの入居開始

## 奥州市介護保険条例の一部改正

奥州市介護保険条例の一部改正に伴い、育児及び介護にかかる環境整備を推進するため改正するものです。

## 奥州市地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

常盤、佐倉河、真城、江刺愛宕、藤里、米里、南都田、北股、南股の9地区センターに指定管理者が指定されました。

質問 今回議案となっている9施設が指定管理を受けると、30地区センターのうち、25か所が指定管理に移行することになる。指定管理の目的を再確認したい。

答弁

より効果的な、効率的な経営のためである。さらには、これからの少子高齢化の時代に対応するため、地域の自治力の向上を図る、地域の課題は地域で解決していく、そのための拠点となる地区センターを、地元の地区振興会に管理していただく。そのことにより、地域の活性化や人材の育成を進めたい。

## 奥州市病院事業会計補正予算第3号

新市立病院基本構想・基本計画策定支援業務として、限度額2、150万8千円が計上されました。

質問 建物の現状はどうなのか。また

今議会になつた理由は何か。

質問 建物の老朽化が激しく、耐震化の面でも心配がある。花巻市や金ヶ崎町などでも、新病院の建設に際しては、外部の専門業者に委託して、基本構想や基本計画を立てている。奥州市としても早く素案を示し、議論をしていかなければならぬ。1月に準備室を立ち上げ、2月にどのような選定方法を取るかを決め、3月には業者を選定したい。

質問 すでに指定管理に移行している16施設の実態や効果はどうか。  
答弁 人事費の処理が大変だったりしていたが、だんだんスマートになつてきただ。人材が不足していたところが、地元の若い人に声をかけ、口は出さないよう、見守るようにしてきたところ、色々な事業が手掛けられるようになつてきたところもある。